

千葉県こども・若者みらいプラン(原案)に関する意見《一般》の概要と県の考え方(案)

1 パブリックコメントの実施期間

令和7年2月4日(火)から2月25日(火)まで

2 意見提出者数 71者

提出意見数 281件(一般164件、小中学生117件)

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

計画の基本理念について

整理 番号	意見概要	県の考え方(案)
1	原案1ページ 1. 計画策定の趣旨 少子化対策を趣旨に掲げられているが、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と関連する事業は存在しないことから、個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	原案4ページ こどもの定義はこども基本法第二条のとおり「おとなになるまで」、おとなの定義は法律で定められた成人年齢18歳もしくは20歳とするべき。 こどもの定義を法律の規定外に当てはめ、恣意的に運用できるようにするべきではない。行政の計画は法的な根拠に基づいて行うべき。本計画案の記述では例えば40歳50歳になっても円滑な社会生活を送れない心身の発達の過程にある者は「こども」と扱うことになり、曖昧な記述は計画の矛盾が露呈する懸念がある。 こどもの定義を拡大することは、児童養護施設等の社会的養護下での児童の自立阻害や教育の軽視、将来の選択肢を狭めてしまう問題が強く懸念される。成人年齢以降の支援は「おとな」や「若者」として枠組みがあるべき。	こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。 これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであると、国のこども大綱で示されており、本計画でも、この定義を採用しています。

2章 こども・若者を取り巻く状況について

整理 番号	意見概要	県の考え方
3	原案20ページ 少子化であるにも関わらず児童虐待に関する相談対応件数の大幅な増加は不自然。 深刻な虐待の実数として政府統計に示される虐待死数の推移と大きな乖離がある。	御意見として承ります。
4	原案20ページ 里親委託率の上昇は政府主導の政策の下にて行われているものであり、実際の需要からこのような増加傾向になっているわけではないことに注意が必要。 千葉県児童相談所による強引で過剰な保護・一方的な方針により、実親の元で暮らしたいこどもがその意思に反して施設入所措置させられているといった、こどもへの人権侵害が千葉県政の下にて行われている事実がある。	御意見として承ります。 家庭養育優先原則に基づき、家庭で適切な養育を受けられないこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、引き続き里親等委託の推進等などに取り組んでまいります。
5	原案24ページ 児童相談所にまつわる千葉県政がこどもに不安を与え、不登校の一因となっている事実を認識し、具体的な改善策を示す必要がある。	御意見として承ります。
6	原案28ページ (4) グローバル化の状況等 7～8行 (原文) こうした中、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でない、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。 (修正文の案) こうした中、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でない、日本語指導が必要な児童生徒数も増加しています。また、日常会話はできていても授業での日本語力が身につけていない児童生徒への日本語学習支援は大きな課題となっています。	近年、日本語がほとんど話せない外国人児童生徒が増加しており、日本語指導等の支援の必要性が高まっています。御意見を踏まえ、「第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」の該当箇所に、日本語指導等の支援の充実が求められていることを記載しました。
7	原案30ページ 児童相談所の措置により自己決定権を奪われたこどもたちが無力感に苛まれている。 千葉県政はこどもの自殺を防ぐ体制の充実の為に、「こどもの意見を無視している児童相談所」周辺の問題を解決する必要がある。児童相談所の対応がこどもに自殺を喚起している事実を直視し、改善にむけた具体的な対策を示す必要がある。 不登校の原因を直接作っているのも、児童相談所にまつわる千葉県政である認識をもつ必要があります。 児童相談所の対応件数が増え、不登校が増えるという相関関係にも注目すべき。	御意見として承ります。
8	原案34ページ こどもの人権問題を取り扱っている職員に人権の理解が無い問題がある。 児童相談所にまつわるこどもの人権侵害に対する有効な解決策が無い実態を認め、具体的な改善策を示すべきです。	御意見として承ります。

計画の基本的方針について

整理 番号	意見概要	県の考え方
9	原案37ページ 「尊重することが必要です。」を「尊重します。」と 言い切る書き方に直してほしい。	主体が全てのおとなであるため、原文の ままとします。
10	原案38ページ 「推進することが重要です」を「推進します。」と言 い切る書き方にしてくほしい。	
11	原案38ページ (3)の観点がとても重要である。様々な分野の関連機 関・団体が有機的に⇒地域に住む 市民住民・NPO団体も含むことを加筆してほしい。民間 との連携をもっと明確に記載してほしい。行政と行政 の関連機関の連携だけではこの施策は実現できない。	御意見の趣旨も踏まえ、社会全体で切れ 目なく支えることを記載しています。

施策の方向と具体策について

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
12	原案45～46ページ 1-⑤「こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組について、国の動向を踏まえ先行 自治体の取組を注視しながら、方向性を検討します。」とあるが、この項目を削除し、新たに以下の項目を追加してほしい。 「3 こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組を進めます。 ①こども・若者の権利の基準を明記し、権利侵害からの救済機関を含めた「千葉県こども・若者基本条例」について検討を進める。」 また、「具体的な事業」に以下の項目の追加を求める。 「千葉県こども・若者基本条例」について検討する、公募委員も含めた委員会を設置する。		
13	原案45ページ 【施策の方向と具体策】 1 こども・若者の権利に関する普及啓発などを実施します。 <u>⑤ こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組について、国の動向を踏まえ先行 自治体の取組を注視しながら、方向性を検討します。</u> この項目を削除し、新たに以下の項目を追加する。 3 こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組を進めます。 ①こども・若者の権利の基準を明記し、権利侵害からの救済機関を含めた「千葉県こども・若者基本条例」について検討を進める。		
14	「I-1-① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有・ 【現状と課題】1 こども・若者の権利に関する普及啓発等」 『また、こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組の充実も求められており、いくつかの地方自治体において、権利が侵害された場合に相談や申立ができる、オンブパーソン等の相談救済機関の設置が進んでいます。』とあるが、『また、こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組の充実も求められており、権利が侵害された場合に相談や申立ができる、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置に向けて、取組んでいく必要があります。』との修正を求める。		
15	【施策の方向と具体策】 1 こども・若者の権利に関する普及啓発などを実施します。 『⑤こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組について、国の動向を踏まえ先行する自治体の取組を注視しながら、方向性を検討します。』とあるが、この項目の全部を削除し、新たに「3千葉県こども・若者基本条例の策定とオンブズパーソン等相談救済機関の設置を検討します。」を加筆し、その説明文として、 『①千葉県におけるこども・若者の権利に関する基準を明記し、その権利が侵害された場合に、相談や申立てができるオンブズパーソン等の相談救済機関の設置を含めた千葉県こども・若者基本条例の策定に向けて、同条例を検討する委員会を設置します。』との加筆・修正を求める。	こどもの権利が侵害された場合に、調査や勧告を行う相談救済機関については、いくつかの自治体において設置されているものと承知しています。 また、こどもの権利に関する条例の制定は、こどもの権利擁護を推進するための施策の1つと認識しています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-1-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
16	原案45ページ 子どもの自殺を防ぐためには、元校長による学校問題 解決コーディネーターや、県教育委員会に直接電話が できる制度など、県教育委員会の内部だけでの対応で は不十分。教育委員会の外部に第三者機関を作り、子 どもの権利を守ることが必要。		
17	原案44ページ 1 子ども・若者の権利に関する普及啓発等 「また、子ども・若者を権利の侵害から守り救済する 取り組みの充実も求められており、いくつかの地方自 治体において、権利が侵害された場合に相談や申立が できる、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置が 進んでいます。 県としては、進んでいる自治体の情報を県内に知らせ ながら、こどもの声を聴き、こどもの権利が侵害され た場合に救済し、権利の回復を支援するオンブズパー ソンの設置を進めます。」 に修正してほしい。		
18	原案45ページ 1の⑤に 子どもの人権救済の制度をつくる ことを追 加で明記すべき。		
19	原案45ページ 【施策の方向と具体策】 子ども・若者の権利侵害の救 済のところは、大変重要な箇所。やるべきことはわ かっているはずなので明確な記載を求める。子どもの 権利条約が基本であれば、権利侵害の救済の答えは明 らかだと思う。⇒国の動向を踏まえ自治体の取り組み を重視しながら、方向性を検討します。とのこの表現 は、5年間何もしないことだと判断した。国の動向とは 何か？ 自治体の取り組みとはどこの、どのようなこ とか？ 教えてほしい。		
20	原案46ページ 【具体的な事業】に以下の項目を追加する。 「千葉県子ども・若者基本条例」について検討する、 公募委員も含めた委員会を設置する。		

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
21	原案45ページ 2 こども・若者の意見表明の環境づくり こども・若者の意見の政策反映について、こども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けるような記述をしていないよう、安心した。	国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえ、取組を進めているところです。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-1-①
22	原案45ページ 2 こども・若者の意見表明の環境づくりをします。 施策の方向として、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」としてはどうか。		
23	原案45ページ 2 こども・若者の意見表明の環境づくりをします。 施策の方向として、「こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはどうか。		
24	原案45ページ 2 こども・若者の意見表明の環境づくりをします。 「こども・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、こども・若者に限らず広く周知を図ります。」としてはどうか。	御意見を踏まえ、「第4章 I-1-①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」の該当箇所に、こども・若者へフィードバックするとともに、県民へ広く周知を図ることを記載しました。	I-1-①
25	原案45ページ 若者との対話の機会を確保とは、具体的にはどんな機会なのか？定期的な対話の機会づくりされるのか？教えてほしい。「こども・若者の声」常時受け入れる「しくみ」が必要である。「しくみ」づくりを明確に記載してほしい。当事者の声を民間で長く傾聴している組織・団体と、官民で日常的な連携の仕組みも必要である。	本プランは、有識者と公募によるこども・若者の代表等が参画する会議体によって、プランの進捗管理や推進を実施するなど、継続的にこども・若者の意見を、施策に反映できるようにしてまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-1-①
26	子供の権利について高い謝礼で講師を呼ぶよりも、児童相談所で働く職員の待遇を良くしたり、人を増やす方が子供のためになる。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-1-①
27	昨今の物価高でこどもの体験への投資が少なく、地域全体で体験イベントが増えるとうれしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①
28	原案48ページ 「・・・自分らしく生き抜くためには、自然の中での遊びや外遊び、文化芸術体験等、五感を通して学ぶ体験活動の機会を充実するなど豊かな情操や規範意識コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育むことが重要です。・・・」に修正してほしい。	御意見を踏まえ、追記しました。	I-2-①
29	原案48ページ 「1 遊びや体験活動・仲間づくりの充実 0～2歳児の乳児期、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、中でも乳児期の獲得事項が必要で、愛着形成を育むためのデジタルに偏らない人とのコミュニケーションやわらべうた遊びなどのふれあいや、非認知能力の獲得のための五感への刺激と遊びの繰り返しから学ぶことが重要である。 更に幼児期に自然とふれあうことは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上で非常に重要です。・・・」に修正してほしい。	御意見を踏まえ、「第4章 I-2-①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成」の該当箇所を、幼児期だけで無く乳児期を含む「乳幼児期」の記載としました。	I-2-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
30	原案50ページ 「⑦・・・豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。 特に社会的養護施設（乳児院、児童養護施設、児童相談所）、特別支援学校等、文化芸術体験の機会が少ないこどもたちが、主体的な自己表現、コミュニケーション力、自己肯定感を育むことができる文化芸術体験活動の機会を作ります。」 に修正してほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 県教育委員会では、『第3次千葉県特別支援教育推進基本計画』に基づき、特別支援教育の推進に取り組んでおります。 御意見を踏まえ、取組を推進してまいります。	I-2-①
31	原案48ページ 1あそびや体験活動・仲間づくりの充実 乳幼児期に「非認知能力の向上」は大変大事なことで、しっかり書いてあると思う。ただ手段は幼児期に自然とふれあうだけの体験だけではない。文化芸術鑑賞・体験が淡々と書いてあるが、非認知能力の向上、成長発達には0歳からの非言語の時から芸術文化体験が有効であることを実証し提言してきた、私たちの願いや思いを、もっと豊かに書き込んでほしい。余りにも言葉も表現も薄く、失望した。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①
32	原案48ページ 2社会貢献活動の推進 記載されている内容に加え、学校での子どもの自治活動を強く推進することを加えてほしい。こども・若者の主体性の実現のため、生徒会活動、政治への関心や選挙の大事さなども、子どもが自ら学ぶ「自治の力と機会」を推進することを明記してほしい。	特別活動では、児童会・生徒会活動について、社会科や特別活動では、主権者教育について学んでいます。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①
33	原案49～50ページ 【施策の方向と具体策】1あそびや体験活動・仲間づくりを充実させます。 自然体験へあまりにも偏向している。芸術文化体験がなぜ大事で豊かに書き加えてほしい。なぜなら、バーチャルな機器のみに取りつかれている今のこども・若者が、心身まで壊され危険な世界に誘い込まれる側面も持っていることと、体験不足への危機感がある。子ども時代にこそ人との出会いやリアルな生の体験をしなければと考える。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①
34	原案50ページ 2社会貢献活動を推進します。 施策の方向として、「社会貢献活動、ボランティア活動等の強制に繋がらないよう留意する」と追記してはどうか。	御意見として承ります。	I-2-②
35	原案52ページ 事業の内容 担当課 学校における芸術鑑賞 文化振興課 なぜ千葉交響楽団だけなのか。こどもの豊かな芸術文化体験活動には、年代相応に豊かなプログラムが必要。再考し加えてほしい。	学校における芸術鑑賞の機会については、各学校の実情に応じて「芸術鑑賞会」等を設けており、そのメニューの一つとして千葉交響楽団による鑑賞事業を実施しているものです。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①
36	原案48ページ 1遊びや体験活動・仲間づくりの充実 0～2歳の時期は、子どもが愛着を形成し、非認知能力の芽生えが始まるとも大事な時期。この時期に親子が一緒に過ごし、目を合わせたり、笑い合ったり、触れ合ったりすることで、子どもの発達が促されるが、現代の親は孤立しがちで、デジタル機器の影響も大きい。親が子育て仲間を見つけ、子どもと一緒に幸せを感じる体験が重要。わらべ歌やリアルな体験の場を提供し、多様な価値観に気づくことが必要。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
37	こども版6ページ（原案48ページ） 小学校や中学校では、サッカーや野球部がグラウンドを独占しているため、他の子どもたちが自由に使えない。放課後の1時間くらいは、他の子どもたちも使えるようにすると、運動が苦手な子どもたちも仲間を作りやすくなる。	ご指摘のとおり、体育の授業以外でも運動する機会はとても有効であると考えます。 御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-2-①
38	原案49ページ 3 こどもの読書活動の推進 下から1～2行 （原文）・・・魅力ある学校図書館づくりや司書教諭の資質向上について全県的に進める必要があります。 （修正文の案）・・・魅力ある学校図書館づくりや司書教諭の資質向上、司書の配置について全県的に進める必要があります。	御意見として承ります。	I-2-①
39	原案50ページ 4 生活習慣を形成・定着させます。 ③ （原文）③「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、学童期からの健康的な生活習慣を身に付けるための取組を行います。 （修正文の案）「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、学童期からの健康的な生活習慣を身に付けるための取組を行います。（「早寝早起き朝ごはん」国民運動の削除、または③の文自体を削除。）	御意見として承ります。 「早寝早起き朝ごはん」国民運動は、朝ごはんに限らず、子供の生活習慣づくりについて、生活リズムの向上を図っていくために必要であると考えております。	I-2-①
40	原案53ページ 【具体的な事業】 （追加修正の案） 【具体的な事業】に次の内容を追加する。 ○小中学校等の学校給食を通じた食育を進めるとともに、高等学校での学校給食を検討する。 また、夜間定時制高校の学校給食を実施する。	御意見として承ります。 学校給食については、学校給食法で義務教育諸学校での実施については定められておりますが、全日制高等学校については定められていません。 また、夜間学校給食は、近年における生徒の就労状況、生活リズム、食へのニーズなどの環境の変化に必ずしも適合しなくなっていることから、廃止したものです。 こうしたことから現段階で高等学校及び夜間定時制高等学校での学校給食の実施は難しいと考えております。	I-2-①
41	日本の農家の理解不足。安全性や自分たちが食べているものがどれだけすばらしいかの理解が低い。	本県における食育推進の取組の一環として、生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じることを、第4章「I-2-①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成」及び「II-2-①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり」に記載しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。	I-2-① II-2-①
42	原案56ページ 4 のところに以下の項目⑤を追加すべき ⑤県立高等学校の入学選抜において定員内不合格をなくす。	御意見として承ります。 県教育委員会では、定員の遵守について、高等学校入学選抜実施要項に記載するとともに、校長等を指導していますが、やむを得ず入学許可候補者とならない場合もあると認識しています。	I-2-②
43	原案54ページ 2 S D G s の考え方の理解促進 『これまで環境学習等（「環境学習」、「環境保全の意欲の増進」、「環境保全活動」、「協働取組」の総称）を担ってきた人材の高齢化』を削ってはどうか。	御意見として承ります。 環境学習等における人材の高齢化、若者人材の育成の必要性については、環境学習等に携わる各主体から課題として挙がっているものであり、「千葉県環境学習等行動計画」においても人材の高齢化を課題として、次代を担う若手人材の育成を推進することとしていることから、原案のとおりとします。	I-2-②

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
44	SDGs（持続可能な開発目標）については不要だと思う。フランスや他のヨーロッパの国々では、SDGsはもう使われていない。理念ばかり重ねると、行政が停滞し、お金の無駄遣いになる。	御意見として承ります。	I-2-②
45	原案59ページ トイレ、更衣室、修学旅行の部屋、体育（クラブ活動）の授業等を本人の「性自認」で過ごさせることには反対。 子供達がいいと言っても、同調圧力で嫌でも言い出せない子供の心の傷を負わせることになる。	御意見として承ります。 県教育委員会では、文部科学省の通知に基づき、各学校に対して、性的マイノリティとされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡をとりながら、学校生活の各場面での支援するよう指導しています。	I-2-③
46	原案60ページ 「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という男女の体を見捨てるような教育は、思春期の揺れ動きやすい子供達に相応しいものとは思えない。 文科省の推進している「生命の安全教育」を逸脱せずに、子供達が自らの心と体を守ること、相手を尊重することを教えてほしい。	御意見として承ります。 学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、計画性をもって実施することが大切であると考えます。 県教育委員会としては、各学校において、児童生徒等の発達段階を踏まえるとともに、学校全体の共通理解を図り、保護者や地域の理解を得ながら実施することを推進しております。	I-2-③
47	原案59ページ 外国人の優遇よりも日本の子供をまず、1番に考えた政策を実施してほしい。 千葉県からアクションし、制度の見直しを推進してほしい。	御意見として承ります。 令和6年1月に施行した「多様性尊重条例」の理念を踏まえ、国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、日本人も外国人も共に活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくりを目指しております。	I-2-③
48	子ども・妊産婦の受動喫煙防止は重要なので、子ども・妊婦のいる場所での喫煙は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要。	受動喫煙対策においては、「20歳未満の者の喫煙をなくす」を目標に、県内小学5年生（国立、私立、特支含む）へリーフレットを作成・配布しその保護者も対象に含め周知啓発を行っています。 また、妊婦に配布するための、喫煙（受動喫煙）による健康被害等わかりやすきたリーフレットを作成しており、各市町村にて妊娠届出時に配布し周知啓発を行っています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。	I-3-①
49	こども食堂、フードバンクの支援を受けたいが、近くになく、車もないため利用できない。各集合住宅に1つは設けてほしい。	こども食堂は、民間の自主的な取組のため、県では立ち上げの相談や個々のこども食堂を支えるネットワークの構築などの支援を、千葉県こども食堂サポートセンターで行っていきます。 フードバンクについては、その活動を県内各地域に拡げていくため、県において地域の拠点となるフードバンクの設置等に対する補助を実施しており、引き続き活動の円滑化を支援してまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-4-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
50	原案80ページ 「精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況に」陥らせている根本原因が児童相談所による千葉県政にある。 直ちに、「親子が希望すれば児童相談所は親子に面会通信を行わせなければいけない」という至極当然のこどもの権利擁護の方針を千葉県児童相談所に示す必要がある。	当該記載は、様々な状況により貧困状態にあるこどもについて、各種施策を展開していく上で特に留意すべき観点の一つとして、社会的養護を受けるこどもの多くは親の支援を受けられない状況にあるため貧困対策の観点からも特に留意する必要があることに言及したものであり、児童相談所における親子面会等に関して意図した記載はありません。	I-4-①
51	原案82ページ 児童相談所の支援が支援になっていない問題がある。こども・保護者・家庭が望んでいない措置として、児童相談所がこどもを家庭から切り離すと脅迫・強要のような対応をしている事実に対して千葉県こそ「気づき」が必要。与えられるものが支援ではなく「切れ目ない脅迫と強要」では県民が貧困を隠すのは当たり前。 支援の中身に対して、実際に支援を受けたこども・保護者・家庭の意見を聞く窓口を設け、千葉県の支援の結果内容について具体的に公に示し、改善点を認識する必要がある。 こどもの貧困に対して解決に必要なのは、支援サービスの利用などではなく、育児世帯への金銭的支援である。 支援サービスの拡充＝重税化はこども貧困の解決とは真逆の作用になることを、理解する必要がある。 役に立っていない相談窓口の運営や、成果が確認されていないNPO団体などへの予算ばら撒き、児童相談所への権限一任などの政策を廃止することが望ましい。	「気づき」に関する当該記載は、貧困状態にある家庭を支援サービスや経済的支援等につなぐため、早期に貧困の端緒を把握する必要性に言及したものであり、児童相談所による親子分離を意図した記載ではありません。 育児世帯への金銭的支援については、県においても、こどもの貧困対策を推進する上で重要なものと認識しており、計画では「経済的支援」や「生活の安定に資するための支援」も含めて貧困対策における重点施策を位置づけています。これらの施策を総合的に推進することにより、効果的な支援を図ってまいります。	I-4-①
52	原案86ページ (1) 相談支援について ①不要です。相談では解決しないので、やるべきではない。 ②試験運用段階のAI福祉相談チャットは「役所のたらい回し」をbotにやらせてるだけの低レベルなものになっている。予算の無駄で、やるべきではない。 ③結果に責任を持たない役所の相談支援では低レベルすぎて解決しない。やるべきではない。 ④支援の中身が結局、児童相談所による脅迫的な親子分離の強要になっている。やるべきではない。	①貧困状態にある家庭では、困り事や悩みごとの相談相手がいないことで情報が届かず、経済的支援やサービスの利用につながらないまま問題が長期化・深刻化していくおそれもあることから、これらの支援につなぐ役割を有する相談支援は重要なものと認識しています。 ②福祉分野における生成AIを活用したチャットボットについては、試験導入を通じて相談への応答状況等を検証したところであり、今後も更なるシステム改善を進め、より適切な相談窓口を案内できるよう対応してまいります。 ③こどもの貧困の解消に向けては、その家庭の課題を早期に把握し、必要に応じて支援機関や支援制度を紹介することにより、適切な支援につないでいく必要があり、こども家庭センター等も重要な役割を有しているものと認識しています。 ④当該記載は、貧困状態にある家庭を支援サービスや経済的支援等につなぐため、早期に貧困の端緒を把握する必要性に言及したものであり、児童相談所による親子分離を意図した記載ではありません。	I-4-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
53	原案86ページ (3) 居場所と支援の連携について ②児童相談所の措置が原因で不登校になり、結果こどもの居場所を奪っているのが今の千葉県政であることに注意が必要。支援機関（児童相談所）との連携があればなおさら、こどもの居場所にはなり得ない。	御意見として承ります。 「第4章 I-4-①こどもの貧困対策」の当該記載は、地域の居場所を利用しているこどもやその家庭が、支援を要する貧困状態にある場合に、適切な支援を受けられるよう、地域の居場所が生活困窮者支援の機関等と連携することを意図したものであり、児童相談所の措置を意図した記載ではありません。	I-4-①
54	原案86ページ (4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援について ①「家庭で適切な養育が受けられないこども」について。 「根拠のない虐待のおそれ」によって「家庭で適切な養育が受けられない」と児童相談所が認定している事実が多数ある。司法が調査事実やこどもの意見を無視し、根拠のない児童相談所の申立を尊重してしまい、施設入所を承認してしまっている問題がある。多くのこどもは「家庭で適切な養育を受けられるにも関わらず、里親や児童養護施設に分離されてしまったこども」である実態に対して速やかに第三者機関による実態把握が必要。 必要なのは、里親や児童養護施設等のこどもへの支援ではなく、こどもが希望する生活において、その生活を妨害しないこと。	当該記載は、様々な状況により貧困状態にあるこどもについて、各種施策を展開していく上で特に留意すべき観点の一つとして言及したものであり、児童相談所の対応を意図した記載ではありません。	I-4-①
55	原案86ページ 子供の貧困の問題の根底にある、日本の経済状況について、改善することを考えないと、変わらないと思う。	御意見として承ります。 こどもの貧困問題は、雇用情勢や物価高騰など、社会経済情勢の影響を大きく受けるものと認識しており、これらの動向も注視しながら、施策を推進してまいります。	I-4-①
56	特別支援教育の質を高めるために、幼稚園から高等学校までの教育機関に「特別支援アドバイザー」を派遣して教職員を助ける取り組みがあるが、今は学校からの要請があった場合にしかアドバイザーが派遣されないため、もっと積極的に巡回して指導してほしい。また、保護者も要請できるようにしてほしい。 本件以外でも、特別支援学校に対する施策が多く、特別支援学級に対する施策が足りていないと感じる。	県教育委員会では、『第3次千葉県特別支援教育推進基本計画』に基づき、特別支援教育の推進に取り組んでおります。市町村教育委員会とも連携し、更に特別支援教育の充実に努めています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-5-①
57	発達障害の子どもたちへの支援について、多くの市町村では、幼児期にお世話になる、ことばと発達の相談室には心理士や言語聴覚士、作業療法士がいるが、小学校に上がると教育委員会や成人後にお世話になる障害者支援課にはいなくなってしまう。子ども時代には小児科やリハビリ施設で相談できるが、大人になると相談先が少なくなる。切れ目ない支援のために、教育委員会や障害福祉課にも専門職を配置してほしい。	県では、千葉県発達障害者支援センターを県内2か所に設置し、発達障害のある方や家族等からの相談に応じるほか、可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町村・事業所等のバックアップや専門家の派遣などを行っているところで	I-5-①
58	発達障害の診断については、医療機関以外にも民間施設や児童発達支援事業所がある。東京都では民間の発達検査に補助を出している。千葉県でも同じように民間に補助を出して、発達検査を増やしてほしい。	発達障害の診断や治療ができる専門病院や専門医師の確保を図るため、千葉県発達障害者支援センターによる医療従事者への研修や意見交換会を実施するとともに、医療機関に対するコンサルテーション等を実施しております。また、発達障害の診断が可能な医療機関一覧をホームページに掲載しております。	I-5-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
59	児童発達支援センターは多くが満員で、支援が行き届いていない。民間センターを増やしたり、直営センターを民営化して競争を促し、質の高い支援を提供できるようにしてほしいです。全体的に民間への支援が少ないと感じた。	児童発達支援センターを中核とした、障害のある子供に対する重層的な支援体制の構築に向け、施設整備に係る補助制度を有効活用するなど、市町村等と連携し、設置促進に取り組んでおります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-5-①
60	障害がある子への療育までの期間が長い。	県では、障害者手帳の有無や診断名等にかかわらず、相談支援や療育支援、保育所等への助言などを行う「障害児等療育支援事業」を実施しています。 頂いた御意見は、今後の施策及び事業の参考とさせていただきます。	I-5-①
61	原案103ページ 市や学校、支援事業との連携をもう少し円滑にできる仕組みを検討してほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-5-①
62	原案111ページ 子どもの権利ノートの作成・配布事業に、「里親委託や施設入所しているこどもたち等に配布します」とあるが、すでに虐待などの暴力を受け措置が決まったこどもたちに配布するだけでは不十分。 暴力の被害に遭う前のこどもたち、不適切な養育環境で過ごしているこどもたちに確実に手渡していく必要がある。そのためには学校での配布が必須で、それをどのように具体的に活用していくのかを明確に示す必要があると考える。 「等」と括弧ずに「全ての学校」も入れてほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-6-①
63	原案106ページ 「児童虐待件数は高い水準にあります」については事実誤認である。児童虐待対応件数と児童虐待件数は異なる。 少子化に対して虐待件数の増加は不自然な現象であり、その原因について注意深く考える必要があり、「必ずしも助けが必要なこどもが増えたことを示す数値ではない」ことを認識する必要がある。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-6-①
64	原案106ページ 「児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応することが重要」について 児童相談所の保護が原因となって、児童の安全が脅かされている事実には注意が必要。 家庭における虐待死発生よりも高い確率でこどもの死亡リスクが児童相談所の一時保護措置には存在する事実を千葉県は認識する必要がある。 児童相談所の介入によりこどもが助かったと言える事実や統計データは存在しない。いくら児童相談所が家庭への介入を増やしても、虐待死数は全く減少していない統計事実により、「児童相談所による一時保護等の介入はこどもにとってリスクしかない」と言える。 県政が「児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応することが重要」であれば、「児童相談所が家庭に職権を行使した介入をしないことが県政にとって重要」となる。こどもの安全確認や安全確保は児相の一時保護に依らない方法（警察による捜査等）を用いることが必須。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-6-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
65	原案107ページ 1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。について 不可能であり、やろうとするべきではない。 できないことを行政機関にやらせるべきではない。 「できないことをできているように見せかける作用」が関係機関に発生している危険性がある。 児童相談所による予断での介入は「虐待がないにもかかわらず児童がその父母の意思に反してその父母から分離される」という、子どもの権利条約第9条及び日本国憲法第98条に反した違法行為になる。現状の千葉県児童相談所の運用が既にそのようになっている懸念が非常に強い。 行政による虐待対応の支援は家庭に対してどのような結果をもたらしているか、当事者親子から確認し、現在の支援にどのような問題があるか先ず確認する体制を整えるべき。また「未然に虐待を防げたかどうか」は事後チェックができない上に深刻な人権侵害を引き起こすのでプランを策定するのは適切ではない。	御意見として承ります。 今後とも子どもの最善の利益の実現のため児童福祉に取り組んでまいります。	I-6-①
66	原案107ページ 2 児童相談所の体制・機能を強化します。について 児童相談所の体制・機能を強化することについて反対。 ①効果が見込めない児童相談所の開設は支援するべきではない ②効果の見込めない児童相談所の人員配置はするべきではない ③効果の見込めない児童相談所の研修はするべきではない ④効果の見込めない児童相談所の業務の効率化と適正性の確保は効果が見込めない ⑤一時保護所の新設・建て替えは児童相談所がこどもの権利侵害している問題と無関係 こどもへの権利侵害を児童相談所が行っており、千葉県にそれを把握・改善する姿勢・体制がない現状では、児童相談所の体制・機能の強化は、千葉県こども・若者未来プランの基本方針（1）「こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る」に合致せず、逆効果。 効果の見込めない児童相談所は規模縮小・機能縮小し、市区町村に対応を委譲することが、こども・若者にとって本当に必要な施策だと考えられる。	御意見として承ります。	I-6-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
67	原案107ページ 3 市町村や関係機関との連携を推進します。について 児童相談所と市町村や関係機関との連携を推進するべきではない。 「虐待の疑いがあれば間違いでも良いから通報」と虐待事実のない児相通告が推奨される一方、児童相談所の調査能力は乏しく、結果的に親子が望まない親子分離がなされ、こどもにトラウマを与える、不登校になるなど多大なダメージを与えている報告が多くある。また、児童相談所と市町村や関係機関との連携には権限の強さから明確な上下関係があり、市町村や関係機関から児童相談所への情報を渡す義務があるものの、児童相談所から市町村や関係機関への情報を渡す義務がなく渡されず、歪な関係であることに注意が必要。さらに児童相談所が持つ情報は非常に不透明で、当事者が自己情報開示請求を行っても黒塗りでの不開示部分が多く、訂正請求もできず、歪んだ制度運用であることが報告されている。誤った情報が誤ったまま取り扱われ、当事者が情報を訂正することもできず、こどもが事実と異なることで不当な扱いを受けるなど深刻な被害につながっている。 ①児童相談所と関係機関の連携の内容を見直す必要がある。 ②「効果的に機能」結果を確認する体制が無く、不透明なのでやるべきではない。 ③児童相談所の関与はこどもの安全確認及び安全確保と逆の作用があることに注意が必要です。児童相談所の運営内容が不透明で、児童相談所の保護所内でこどもが被害にあった報告が多くなされている。児童相談所はそのような被害を隠蔽する作用がある為、県はむしろ児童相談所一時保護所内環境の実態把握に務めるべき。 ④児童虐待の未然防止の対応は児童相談所による「虐待事実のない親子分離」という子どもの権利条約第9条及び日本国憲法第98条に反した違法行為になっており、やるべきではない。また「対応力の向上」に具体性が無く、児童虐待に関する専門性にはエビデンスが乏しく、児童虐待防止の成果は認められていない。その上、児童相談所によるこどもへの加害行為が多発している為、「児童虐待の早期発見や未然防止」の施策はこどもへの悪影響となっている為、やるべきではない。 ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関して「誰にも言わないから安心してと言われ相談したのに、約束を破って児相に通告されて裏切られた気分だった」等の意見がこどもから挙がっている。児童相談所との連携はやるべきではない。 ⑥こどもの権利侵害を行っている児童相談所と連携するべきではない。 ⑧警察や救急が「虐待の状況が無い」としても、児童相談所によって一時保護された事例があり、連携と言っても権限の強い児相の判断が優先され、結果「虐待が無い親子分離」が発生し、子どもの権利条約第9条及び日本国憲法第98条に反した違法なこどもの権利侵害になっている。また、児童相談所の介入は安全確認及び安全確保とは逆効果があり、こどもの最善の利益になっていない為、やるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
68	原案108ページ 4 社会的養護が必要なこどもの権利擁護を推進します。について ①現状では「保護者・親権者の要望によるこどもの意見聴取を行いません」旨の説明が、児童家庭課児童相談所改革室からなされている。保護者が納得する援助方針にしなければならないという児童虐待対応の手引や、児童相談所運営指針等ガイドラインに反した内容を千葉県政が行っている問題があり、改善する必要がある。 また、こどもからの「施設に居たくない」「児童相談所の措置は嫌だ」という申立を施設・児童相談所が妨害する蓋然性が高いことに注意が必要。 意見表明等支援制度が成立した背景には、親とこどもの意見相談を聞く第三者の立場でありながらその意見を児童相談所や児童養護施設等が無いものにしてきた事実を忘れるべきではない。意見表明等支援制度は、児相や施設的意思を排除すること前提で行うことが、こどもの意見を正しく聞くという目的達成の為に重要になる。 児童相談所が引き起こしているこどもの権利侵害の現状認識をしっかりと行った上で、取り組みを進める必要がある。	御意見として承ります。 こどもからの社会福祉審議会への申立てについては、関係機関やこどもへ調査を行ったうえで審議を行う等適切に対応してまいります。	I-6-①
69	原案108ページ 5 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。について やるべきではない。 児童虐待防止キャンペーンによってこどもにとって必要な保護が喚起されている。児童相談所は調査能力が乏しく結果に対して無責任であるにも関わらず強大な行政権限を行使しており、その結果児童相談所の強引かつ事実を無視した措置が横行しており、こどもが多種多様な被害を受けている。 計画や手法に対して、結果が全く伴っていない・逆効果になっている事実を、千葉県は真摯に受け入れるべき。	御意見として承ります。	I-6-①
70	原案108ページ 6 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。について ②「家庭に向けた」ではなく、児童相談所職員や児童福祉施設職員に向けて行うべき。	御意見として承ります。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの防止及び被害者の保護に向けて、広報・啓発等、各種施策を推進してまいります。	I-6-①
71	原案108ページ 7 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。について 虚偽DVIによって片親疎外の被害に遭っているこどもが多くいる。 こどもの権利条約第9条に基づき、虚偽DVIによって片親疎外に遭っているこどもの支援する施策が県政に必要。	御意見として承ります。	I-6-①
72	原案109ページ 8 早期発見・早期対応について やるべきではない。 教職員やこどもに関わる職業の従事者等からの通報によって、こどもが望んでいない結果になったと数多く報告されている。 児童相談所が関わる虐待対応施策がこどもへの多大なダメージを与えている上に、早期発見・早期対応の結果こどもが救われたというエビデンスもないのでやるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①

整理 番号	意見概要	県の方 考え方	施策番号
73	【具体的な事業】 原案109ページ 「中核市の児童相談所設置に向けた支援」について 「児童相談所虐待防止体制強化事業」について 児童虐待防止の成果が無く、こどもにとって深刻な被害を発生させているにも関わらず、結果に対して第三者が確認する体制も無く、問題を改善する仕組みが圧倒的に不足しているため、児童相談所は設置も支援も強化もやるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①
74	原案109ページ 「児童相談所専門機能強化事業」について やるべきではない。 児童相談所は業務内容が不透明で、業務の結果を確認する体制もない為、研修に効果があるか確認できない。効果の確認できない事業はやるべきではない。また、配置された弁護士は児童相談所の味方をする為、児童相談所の意向に反対することの意見と対立する。児相にこどもの利益相反になる弁護士を配属するのではなく、こどもに弁護士をつける必要がある。医師もこどもの利益ではなく児相の利益の為に働く構造となるため、医師を児相内に配置するのではなく、常に親子が希望する医師に意見を求めることができるなどの体制が必要。	御意見として承ります。	I-6-①
75	原案109ページ 「児童相談所支援システム整備事業」について 業務の結果を確認する体制が不十分で、効果の見込めない児童相談所の業務の効率化と適正性の確保は、効果が見込めないため、やるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①
76	原案109ページ 「児童相談所の整備」について 虐待防止等の成果が無く、結果を確認する体制が不十分で、多数のこどもに深刻な損害を与えている事実報告が多数ある児童相談所の新設・建替えはするべきではない。強く抗議する。	御意見として承ります。	I-6-①
77	原案110ページ 「警察と児童相談所等との連携強化」について 児童の安全確認及び安全確保と真逆の結果を児童相談所が引き起こしている。 児童虐待対応に関しては警察よりも児童相談所の方が権限が強く、警察が「虐待の状況がない」家庭で児童相談所が一時保護を行い、こどもや保護者に不利益を与えている。 また児童相談所と警察が家庭に踏み込むことによる虐待防止の効果は実証されておらず、運用には家庭への悪影響があるため注意が必要。	御意見として承ります。 今後ともより効果的な児童福祉の実現のため警察と児童相談所との連携強化に努めてまいります。	I-6-①
78	原案110ページ 「児童虐待防止医療ネットワーク事業」について 児童虐待の早期発見が児童虐待防止に効果があると科学的に実証されていない。 児童虐待早期発見のための関係機関の過剰な反応が、過剰な一時保護対応を引き起こし、こどもへの深刻な被害を与えているため、やるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①
79	原案110ページ 「スクールカウンセラー等配置事業」「教育改革推進事業（教育相談体制の整備）」について こどもが内密に相談した内容を、スクールカウンセラーが児童相談所に通告し、こどもが望んでいない一時保護がなされ、こどもが学校を信頼できなくなり不登校になるなどのダメージを与えているため、やるべきではない。	御意見として承ります。 児童虐待防止法第6条には、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と規定されています。児童虐待を疑ったときには、子どもの安全確保を最優先に考える必要があります。市町村や児童相談所との連携を一層強化し、対応してまいります。	I-6-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
80	原案110ページ 「こどもの権利擁護に係る環境整備」について 児童相談所の「適切」は適切ではない場合が多いことに注意が必要。「こどもからの申立てに応じて」とあるが、これまでこどもの意見を封殺してきた児童相談所職員及び児童福祉施設職員しかこどもの周囲におとなが居ない。なので「こどもからの申立て」も、これまで通り児童相談所職員及び児童福祉施設職員に封殺されてしまう蓋然性が高い。 子どもの権利条約第9条には「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」とあるため、父母つまりこどもの親権者・保護者からの申立てにも応じる必要があります。施設入所措置は「虐待の事実のない虐待のおそれ（児童相談所の主観）で承認されている」事実にも注意が必要。 こどもには年齢発達に応じて文書などでの申立て手続きが困難である状況を想定して、制度を作る必要があることにも注意が必要。	こどもから社会福祉審議会へ申立てを行うことができる仕組みについて、十分に周知を行うとともに、適切に運用してまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-6-①
81	原案110ページ 「こどもの意見表明等支援事業」について 児童相談所・児童福祉施設の情報の取り扱いには非常に不透明なものになっている事に注意が必要。 こどもが意見表明した情報について児童相談所・児童福祉施設がどのように取り扱うか規定も無いのでは、こどもの意見が表明されず児童相談所・児童福祉施設により封殺される現状と何も変わらない。 意見表明等支援員が聞き取った情報の扱いは児童相談所・児童福祉施設に一任するのではなく、上級部署である健康福祉部児童家庭課が取り扱うなどの体制が必要。	こどもから聞き取った意見については、全て児童相談所・児童養護施設に伝え、必要に応じて児童相談所等において対応し、その対応について、児童家庭課において確認しているところです。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-6-①
82	原案111ページ 「こどもの権利ノートの作成・配布事業」について 県職員がこどもの権利に関して理解していない問題があることに注意が必要。 こどもの権利に関して具体的な、こどもの権利条約の内容や、日本国憲法で保障された基本的人権などの内容を記載する必要がある。	御意見として承ります。	I-6-①
83	原案111ページ 「子ども虐待防止地域力強化事業」について 現状の虐待防止施策は効果がない。さらに虐待防止施策である児童相談所の措置そのものがこどもへ虐待相当行為となっており、こどもの最善の利益に対して逆効果になっており、やるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①
84	原案111ページ 「児童虐待防止SNS」について 児童相談所の対応は虐待防止等の効果が無く、結果に対して無責任であり、結果を確認する体制が不十分。 無責任に強大な権限を行使する児童相談所が専門家の適切な業務によってこどもの人権を侵害し、こどもに対して深刻なダメージを与えている事実が多数あり、やるべきではない。	御意見として承ります。	I-6-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
85	原案112ページ I-6-②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援について 社会的養護を必要としていないこどもや家庭に対し、千葉県児童相談所が「社会的養護を必要とするには根拠のない、虐待の可能性」で、こどもの意思に反して社会的養護を強制している問題に目を向ける必要がある。 児童相談所の主観で扱われる「虐待のおそれ」には多くの場合、根拠事実がないことが報告されている。児童相談所と裁判所は根拠のない虐待のおそれによって、こどもにその意思に反した社会的養護を強制し、親子の面会通信制限を強制している。こういった現在の千葉県政は子どもの権利条約第9条1項に明確に違反しており、日本国憲法第98条2項に違反している。明確な虐待事実の認定が無い親子の分離、つまりやるべきではない不要な社会的養護を取り除く事が先決。 さらに社会的養護下では被措置児童等虐待が多発していますが、千葉県政は甘い対応しかできておらず、家庭に対する過剰反応と大きくバランスを欠いていることにも注意が必要。 そのような現状を改善するどころか認識すらせず、こどもの権利擁護の状況を悪化させている千葉県の姿勢は、千葉県こども・若者みらいプランの主旨に大きく反するものと言える。社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援を語る前に、社会的養護が必要だと千葉県に強いられるこどもを減らす施策を行うべき。 まず千葉県は「社会的養護など不要だ」と言うこども達の声を真摯に受け止める体制作りを行う必要がある。	御意見として承ります。 被措置児童等虐待の恐れがある場合は、事実確認をし、その結果に応じて施設指導を行っています。引き続き、被措置児童虐待の防止に取り組んでまいります。	I-6-②
86	原案113ページ 家庭と同様の養育環境を整備します。について ①里親委託の推進は国の方針によって定められたもので、実際のこども達の状況や需要を無視した政策であることに注意が必要。こどもが求めて無い政策を推進することは、大人の都合をこどもに強制することである。こどもの為にならないので、やるべきではない。 ②こどもが求めて無い政策を推進することはこどもの為にならないので、やるべきではない。 ③こどもが求めて無い政策を推進することはこどもの為にならないので、やるべきではない。 ④ファミリーホームも里親も、「家庭と同じ環境で養育」にはならない。こどもの意見を無視し、これら社会的養護の施策を推進することは、こどもの人権侵害であり、日本国憲法第13条で保障される自然的親子権の冒涇になり、やるべきではない。 ⑤児童養護施設を維持することは、こどもの意見を無視した社会的養護につながる為、やるべきではない。 ⑥施設専任のスーパーバイザーを配置することはこどもの社会的養護環境への封じ込めにつながるのやるべきではない。普通の家庭と同様に外部の専門家のチェックを入れるべき。 ⑦良好な家庭的環境を実現を目指すのであれば、施設以外の一般家庭にも同様の補助を出さねば養育環境の差別、不公平になり、やるべきではない。	御意見として承ります。 家庭養育優先原則に基づき、家庭復帰に向けた取り組みを進めるとともに、家庭で適切な養育を受けられないこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、引き続き里親等委託の推進や施設における養育環境の整備に取り組んでまいります。	I-6-②

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
87	原案113ページ 2 社会的養護経験者に対して支援します。について ①里親や児童養護施設からの自立を控えたこどもに対してのみ経済的な支援を行うことは、一般家庭で養育を受けたこどもとの差別、不公平に繋がり、やるべきではない。 やるのであれば一般家庭を含めたこどもに対しても平等に経済的支援を行うべき。 ②経済的にも精神的にも自立する為の支援を行っているのは自立援助ホームだけではなく一般家庭でも同様。差別、不公平に繋がりますのでやるべきではない。 やるのであれば一般家庭を含めたこどもに対しても平等に行うべき。	御意見として承ります。	I-6-②

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
88	原案114ページ 【具体的な事業】 「里親委託の推進」について 里親委託の推進はこどもからの需要に基づいて行われていない。こどもの意見を無視した国の方針によって行われているものである。里親委託は行政からこどもへの押し売り、強要となっていて、やめるべき。	御意見として承ります。 家庭養育優先原則に基づき、家庭で適切な養育を受けられないこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、引き続き里親等委託の推進などに取り組んでまいります。	I-6-②
89	原案114ページ 「施設における家庭的な養育環境の整備」について こどもにとって家庭以上の家庭的養育環境はない。児童相談所の強制力によってこどもから家庭環境を奪い、不自然な養育環境をこどもに強制する状況になっており、やるべきではない。やるのであれば、こどもの家庭に対して補助を出す、あるいは支援と称し家庭養育の妨害をしないことが千葉県政に求められる。	御意見として承ります。 家庭養育優先原則に基づき、家庭復帰に向けた取り組みを進めるとともに、家庭で適切な養育を受けられないこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、引き続き里親等委託の推進や施設における養育環境の整備に取り組んでまいります。	I-6-②
90	原案114ページ 「社会的養護自立支援拠点事業」「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」「児童養護施設等退所者に対する奨学金制度」について 里親や施設には一般家庭とは異なり、多くの措置費が出ている。一般家庭との差別、不平等に繋がり、やるべきではない。	御意見として承ります。 なお、児童養護施設等を退所する児童の中には、進学後の学費負担など経済的事情で進学をあきらめざるを得ない状況も見られます。こうしたこどもたちの学ぶ機会を確保することで、より良い将来に繋がれるよう引き続き支援に努めてまいります。	I-6-②
91	原案115ページ 1 ヤングケアラーへの支援体制を整備します。 虐待が疑われる事象がありうることを明記し、更に、その場合に適切な連携が取れるように警察、児相といった関係機関も記載してはどうか。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、児童虐待が疑われるケースについては児童相談所等と連携し適切に対処しているところです。	I-6-③
92	ヤングケアラーに頼るしかない環境への理解不足や金銭面の問題。	県ではヤングケアラー総合相談窓口「アトリエ」を設置し、ヤングケアラー当事者だけでなく、その御家族からの相談も受け付けております。また、必要に応じて、地域の支援機関へのつながりも実施しております。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-6-③
93	原案118ページ I-7-①総合的な自殺対策の推進 1 総合的な自殺対策を推進します。について 児童相談所の一方的な対応を苦に自殺を図ったこどもの話が多く寄せられている。 千葉県政がこどもから自己決定権を奪い、こどもの意見を無視し、こどもの精神に深刻な苦痛を与え、こどもが望まない社会的養護環境に押し込め、こどもの声に対して聞く耳も持たない加害者当事者であるという事実を認識する必要がある。 こどもの自己決定権は児童相談所の業務より優先されることを全職員に厳しく指導してほしい。 相談窓口で相談した児童がいれば、対応についてどのような感想を持ったか聞いて事業の有効性を確認してほしい。有効性の無い無駄な業務に予算を割かないでほしい。	御意見として承ります。 今後とも職員に対しては、こどもの権利擁護に関する研修等を行ってまいります。	I-7-①
94	原案123ページ 3 児童対象性暴力等の防止（日本版DBS） 日本版DBSには統計上ほとんどが初犯である性犯罪に対する犯罪抑止効果が疑問視されるとともに、適用範囲が不明瞭であること、影響が極めて大きいこと、他の法律との整合性など、多種多様な問題点が指摘されており、拙速な活用ではなく問題点を見極めつつ抑制的に導入することを勧める。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-7-③

整理番号	意見概要	県の考え方	施策番号
95	原案124～125ページ こども・若者の性犯罪・性暴力対策として、「生命の安全教育を推進します。」とあり、各学校での取組の推進を図っていくとのことだが、現場の教員の負担が気になる。負担を最小限にしながら、「学校で先生が実施するプログラム」と、CAP(子どもへの暴力防止)プログラムや助産師による性教育等、外部講師によるプログラムを活用することで、より一層の効果が見込まれると考える。特に、障がいのある子どもたちに向けた暴力防止プログラムや性教育は最重要課題。効果のある具体的な事業の展開を期待する。	県教育委員会では、「生命の安全教育」が、保健体育や道徳など複数教科に渡ることから、相互に関連付けて効果的に活用できるように、各学校を指導するとともに、警察や医療等の専門家に外部講師を依頼するなど、関係機関との連携を一層強化し、取組の充実を図っています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	I-7-③
96	こどもの事故、事件を地域の大人によって守れる取り組みやサービスを充実してほしい。	犯罪被害、事故からこども・若者を守る環境整備の取組として、防犯・交通安全対策を推進することを、「I-7-④」に記載しています。	I-7-④
97	原案128ページ 本計画書（原案）の若者の定義は青年期及びポスト青年期の者を含むと記載されている。千葉県青少年健全育成条例は青少年（18歳未満）を対象としており、成人を対象とするのは誤りである。特に、成人の知る権利を脅かす行為であり、有害環境対策の対象を未成年に限定するべきである。	千葉県青少年健全育成条例では健全な育成を阻害するおそれのある行為または環境から保護する対象を18歳未満の青少年に限定しているため、「第4章 I-7-④犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備」の該当箇所を、「青少年」に修正しました。	I-7-④
98	原案134～136ページ 「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健、医療の確保」とありますが、内容は専門職への研修に偏っているように感じる。 妊娠期のプレママ・プレパパ学級等を通して、「子どもの人権」や「虐待リスク」等について啓発していく必要がある。複数の困難を抱えた状況に置かれれば誰でも虐待のリスクが高まってしまうこと、虐待（あるいは不適切な養育環境）もヤングケアラーの問題も、「子どもの生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」の侵害である、等を伝えるべき。さらに、この時点で悩んだら気軽に相談してよいこと、具体的な相談先も伝える必要がある。	「子どもの人権」や「虐待リスク」等について啓発していくことは重要と認識をしております。そのため、県としては、プレママ教室等を直接実施する市町村職員の資質の向上を目的とした研修会を開催しております。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	II-1-①
99	原案134ページ II-1-① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保険・医療の確保について 児童相談所が介入し乳児を一時保護し、何ヶ月も親子を引き離し、親子に愛着障害を引き起こす悲惨な結果を招いている。全ての関係機関が児童相談所と連携する義務がある以上、全ての支援をするべきではない。関係機関が嫌がらせや報復目的で妊婦・産婦を児相通報することを禁止する条項も無く、児相は虐待事実のない親子分離している問題がある。 児童相談所の介入が母子に多大なストレスを与え、その後深刻な児童虐待を引き起こすリスクとなっている懸念が強い。 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保険・医療の確保をするのであれば、児童相談所が一時保護などの親子分離を不用意にしないよう千葉県が方針を示す必要がある。虐待事実がなく生まれたばかりの赤ちゃんを母親から奪うことは行政の異常であり、こどもの権利条約にも違反し、人として許されない行為であることを全ての県職員が自覚する必要がある。	御意見として承ります。	II-1-①
100	原案133～142ページ 保険・医療のケアや保育園は本当に大事ではあるが、さらに、虐待防止、愛着形成のために、乳幼児期の手厚い豊かな文化的、心のケア、ソフト面での支援が必要とされていると思う。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	II-1-① II-1-②

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
101	このプランは内容が簡潔すぎて具体的な部分が見えない。例えば、旭市の保育園の予算は一律10万円で、古い施設や新しい施設の違いも考慮されていない。昨年、保育園から遊具のペンキ代を親から集めることがあった。	認可保育所等の運営に要する経費については、国、県、市町村が負担割合に応じその経費を負担し施設へ給付しているところ です。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-1-②
102	原案137ページ 「1. 就学前のこどもの教育・保育の充実 加えて、乳幼児期に育まれる安定した「アタッチメント（愛着）」は、自分や他者への 信頼の形成を通じて、こどもの育ちに重要な要素であり、生きる力につながるとされていることから、保護者・養育者だけでなく、社会全体でその重要性を認識し、支えることが大切です。」 に修正してほしい。	御意見を踏まえ、「第4章Ⅱ-1-②子育て環境の整備」の「アタッチメント（愛着）」について、社会全体でその重要性を認識し、乳幼児期の育ちを支えることが重要 であることを記載しました。	Ⅱ-1-②
103	食べ盛りの小学生や中学生にとって、完食しないと給食のおかわりができないというルールは厳しい。学校全体で、多少残してもおかわりができるようにルールを統一してほしい。	給食のルールについては、学校によって異なっています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
104	小学校では働き方改革で子供の自由が奪われ、校庭で遊ぶことも制限されている。子供が我慢するのが当たり前になっているのが悲しい。土日は子供のために時間を使っているが、仕事を制限し所得が減ることもある。旭市は今後10年で多くの問題に直面するだろう。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
105	教師が忙しすぎて、生徒の意見をしっかり聞く余裕がないことは問題。教師一人あたりの生徒の数を減らし、少人数クラスにすることで、教師の負担を減らし、生徒にもっと目を配れるようにしてほしい。	少人数指導加配された教員等を活用し、発達段階に応じた効果的な少人数指導方法の工夫や改善を図り、きめ細かな指導が行われるよう進めてまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
106	原案149ページ 中央博物館の学芸員の出張講座を東葛地域で開催すれば、子どもたちが千葉県についてもっと学ぶ良い機会になると思う。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
107	欠席したときに黒板の内容がネットで見られるようにしてほしい。	小中学校では、感染症拡大による臨時休業など、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等については、学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備が求められており、本県でも8割以上の学校で遠隔での授業が実施可能です。 御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
108	小学校卒業から中学校入学までの期間もタブレットが使えれば、少しは勉強ができると思う。	小学校卒業後、中学校へ入学するまでの1人1台端末の貸出しについては、端末を管理する市町村教育委員会により、判断されるものと考えます。 御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
109	夏休みには、子どもたちが好きなことを自由にできるように、宿題はない方が良い。	御意見として承ります。	Ⅱ-2-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
110	原案144ページ 「こどもたちの自信を育む教育の土台づくり」に「千葉県版こどもの権利ノート」を家庭、地域、学校などで活用し、「こどもはひとりひとりがかけがえない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）さんかすること（参画）に関する権利が守られること」を年齢に応じたさまざまな方法で、こどもたちに伝えます。」を加えてほしい。	「第4章Ⅰ-6-①児童虐待防止対策の充実」記載の「子どもの権利ノートの作成・配布事業」は社会的養護下のこども達を対象とした事業となります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
111	原案146ページ 「こどもたちの自信を育む教育の土台づくり」として道徳教育の充実が掲げられているが、これは、「人権教育の充実」の間違ひではないか。「より良く生きていくための社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育むことが必要であり、学校における道徳教育の推進が重要です。」とあるが、子どもたちが自分の生と性を主体的に生きていくために必要なのは、「自分は権利を持っている大切な存在なんだ」ということを知ること（人権意識を持つ）、そしてその権利を行使する術を学ぶことである。土台となるのは道徳ではない。こどもたちに「思いやりの心」を育んでほしいければ、「思いやりの心」で接していくことを積み重ねていくことである。「道徳教育の充実」を削除し「人権教育の充実」に書き換えて、具体的な事業の提示を求める。	道徳教育のなかで、人権教育についても学んでいます。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、第4章「Ⅰ-1-①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」及び「Ⅰ-2-③多様性を尊重する社会づくり」において、「こどもが安心して意見表明し社会に参画すること」や「様々な違いを理解し、差別や偏見の防止に努めること」等への教職員の指導力や対応力の育成に向け、学校人権教育を推進していくことを記載しています。	Ⅱ-2-①
112	親の仕事見学	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
113	原案151ページ 日本の農業の使用状況を考えると、オーガニック給食を導入する（給食無償化が望ましい）など、食育に力を入れるべきだと思う。	学校給食の食材の選定は、学校の設置者である自治体が食材の供給体制や価格、食育の観点等から総合的に判断し、決定しております。 県教育委員会では、地場の有機農産物などを利用した学校給食の献立を県ホームページ等に掲載し、情報提供を行っています。 御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-①
114	学童をもっと安くしてほしい。	放課後児童クラブが適切に運営されるよう、国、県、市それぞれで放課後児童クラブに対し運営費助成を行っているところであり、御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-③
115	小1の壁の問題 保育園卒業してから小学校入学・学童スタートまでの問題。	県では、放課後児童クラブの待機児童を解消するため、市町村と連携しながら放課後児童クラブの施設整備等に要する費用の助成や、放課後児童支援員の認定資格研修等を実施しているところであり、御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-③
116	こども版7ページ（原案160ページ） 部活動をもっといろいろな分野に広げると、仲間づくりに役立つ。さらに、母親の居場所を増やすために、公民館や自治体の集会所、空き家などを利用して情報交換の場を作ると良い。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-③

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
117	原案161ページ1 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり (原文) ③ 4～5行 本事業において・・・高等学校 の教職員と情報共有を行います。 (修正文の案) 4～5行 「本事業において・・・高 等学校の教職員と情報共有を行います。」を削除して ほしい。	「第4章Ⅱ-2-③居場所づくり」の当該 事業は、生徒が教職員や親以外の大人と交 流し、悩み等を共有することにより、生徒 の心理的負担の軽減や支援団体等による早 期支援の実施などにつながっています。な お、福祉的な支援につなげる場合など、必 要に応じて、本人同意の上、学校側に情報 共有を行うことがあります。 一方で、生徒の中には、教職員に情報共 有しないことを前提に悩み等を打ち明けて くれる生徒もいることから、御意見を踏ま え、先生に知られるかもしれない等の誤解 や不安を与えることがないように、当該記述 を削除しました。 また、居場所カフェについては高校側が 設置するかのように受け取られないような 記載にしました。	Ⅱ-2-③
118	原案162ページ 【具体的な事業】課題を抱える高校生の居場所設置・ 相談支援事業 2行目の「発見」は、原案(素案?)では「把握」で はなかったか。 「発見」ではなく「把握」のままにしてほしい。	御意見を踏まえ、「第4章Ⅱ-2-③居場 所づくり」の該当箇所の記載を「把握」に しました。	Ⅱ-2-③
119	家以外で勉強、学習ができる環境が欲しい。	御意見は、今後の施策の参考とさせてい いただきます。	Ⅱ-2-③
120	原案164, 165ページ 計画内で齟齬の無いよう、p123に倣って「生命(いの ち)の安全教育の推進」を明記することを勧める。	御意見は、今後の施策の参考とさせてい いただきます。	Ⅱ-2-④
121	こども版7ページ(原案166ページ) 高校生にはアルバイト経験を奨励すると、学ぶことと 働くことの違いを理解し、実際に役立つことが多い。	労働時間や賃金など、働く上で必要とな る基本的な知識を身につけてもらえるよ う、県立高校生を対象に働く際のルール (ワークルール)を学ぶ機会を提供して おり、引き続き、事業の周知・普及に取り組 んでまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせてい いただきます。	Ⅱ-2-⑤
122	こども版7ページ(原案166ページ) Ⅱの「・学童期・思春期(6歳～18歳)」の⑤ 図書館や自習室を整備し、こども・若者が気軽に集 まって交流できる場所の整備を含めた内容にしてほし い。また、大学見学や仕事体験の場の提供も含め、将 来の仕事を考えるきっかけになるようにしてほしい。	「第4章Ⅱ-2-⑤社会的・職業的自立に 向けた教育・啓発」に、テクノスクールに おいて「未来の名工チャレンジ事業」とし て小・中・高校生等を対象としたものづく り体験を実施し、将来の仕事を考えていた だくきっかけにさせていただいており、随時 見学の申込を受け付けていることを記載し ています。 さらに、「第4章Ⅱ-3-②若者の経済的 自立と就労支援」に、若者の自立・就労支 援のための取組の一環として、「県立テク ノスクールにおける就業に必要な技術・知識 等を習得するための訓練」実施について記 載しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいりま す。	Ⅱ-2-⑤ Ⅱ-3-② Ⅱ-3-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
123	原案170ページ 1 いじめ防止対策を推進します。 施策の方向と具体策として、学校と警察との連携について記載してはどうか。また、その連携について児童ならびに保護者に周知すると記載してはどうか。	学校警察連絡制度や各種相談等を通じ、警察と連携していじめ問題に対応しています。千葉県教育委員会では各学校に対して通知を発出し、保護者等に周知をしております。更に連携が進むように努めてまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-⑥
124	こども版7ページ（原案172ページ） 不登校の原因の一つに、学校を転校できないことがあるので、転校や編入が自由にできるようにすることが大切。	御意見として承ります。 各校の転・編入学の受け入れ状況を鑑み、現在のところ、全ての県立高等学校へ広げることについては適当でないと判断しています。転学の要件緩和については、千葉県公立高等学校入学選抜に関する協議会等での議論や他県の動向も踏まえて検討しています。	Ⅱ-2-⑦
125	中学校では、靴下や髪型の長さに決まりがあるが、これらは自由でも問題ないと思う。	県教育委員会では、文部科学省の生徒指導提要の改訂に伴い、これまでのような頭髪や服装などに関する一律の規則を含めた生徒指導について点検し、児童生徒や保護者など学校関係者から意見を聞き、より良い校則となるよう見直しを進めることを各学校に指導しています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-⑧
126	学校の、5分前に教室に着席することや、他のクラスに入ってはいけないというルールは、生徒にとって窮屈に感じる。これらのルールを厳しく守らせると、生徒が反発することもある。	生徒指導提要の改訂に伴い、学校では校則の点検と見直しを進めています。教育的意義に照らしても不要に行動が制限されないよう、各学校が検討しているところです。児童生徒や保護者などの学校関係者からも意見を聞き、よりよい校則になるよう見直しを進めていきます。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-⑧
127	こども版7ページ（原案175ページ） Ⅱの「・学童期・思春期（6歳～18歳）」の⑧ 多くの子どもがアトピー性皮膚炎に悩んでいる。制服やワイシャツが綿素材でないため、痒みがひどくなり、勉強に集中できないデメリットが多いが、校則で融通が利かないのが現状である。校則を見直し、制服も改善してほしい。	生徒指導提要の改訂に伴い、学校では校則の点検と見直しを進めています。児童生徒それぞれの体調・健康管理に委ねるべきものに不要な規則を設けていないか確認し、見直しを行っているところです。 特に体調に関しては、個別の配慮をするよう学校に対して求めています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-2-⑧
128	こども版8ページ（原案183ページ） Ⅱの「・青年期（18歳～）」の② 大学入試だけで将来を決めるのは難しいので、個性を活かせる働き方を支援する制度設計をお願いしたい。大学まで義務教育にするか、大学の入学をもっと簡単にし、卒業を難しくすることで、子どもたちの生きる力が強化される。また、大学のカリキュラムも将来の仕事に役立つ内容にしてほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-3-①

整理 番号	意見概要	県の考え方	施策番号
129	日本技術の凄さの体験。実は田舎の小さい工場の技術力の凄さを知る機会が無い。	「第4章Ⅱ-3-②若者の経済的自立と就労支援」に、若者技能者人材育成事業（ものづくりマイスター制度）において、ものづくりに関して優れた技能・経験を有した方を、ものづくりマイスターに認定し、実技指導を中心とした体験教室等を実施していることを記載しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。	Ⅱ-3-②
130	原案186ページ 若者が結婚や子育てをもっと考えやすくするために「体験型ライフデザイン支援」を提案する。 千葉県でもこの支援を導入することで、子育ての不安を減らし、仕事と生活のバランスを理解する助けになると考える。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅱ-3-③
131	チーパスをもっと広く活用したい。 現状サービスがうすいため、消費財対策になるほどのサービスを取り入れてほしい。	チーパスで提供されるサービスは、チーパス事業の趣旨に賛同いただいた幅広い業種の協賛店の御厚意により成り立っていることから、サービス内容について協賛店に要請することは出来かねますが、引き続き協賛店の拡大に努めてまいります。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅲ-①
132	こども版8ページ（原案198ページ） Ⅲの③ 年収に関係なく公平な支援制度を作り、頑張った人が報われる社会にしていきたい。仕事が見つからないのは、選り好みしているからで、意欲的に働くことが大切である。 日本語が話せない東南アジアの人たちが日本で仕事を見つけて働いているのに、日本人が仕事を見つけられないのは、実際には仕事を選んでいるからだと感じる。	令和7年4月1日から、高等学校の授業料の負担を軽くするための支援金を、保護者の年収に関係なく配ることができるようになります。 所得が少ない世帯に対しては、高等学校や大学等に入学・就学する費用を貸し付ける制度があります。 ご意見は、今後の県の取組の参考とします。	Ⅲ-③
133	受験料や交通費、ホテル代が高くて受験を諦める人が多いので、給付金を出したり、受験生専用のバスや電車の無料券を提供してほしい。	受験料への支援については、県では、千葉県内の町村に在住している生活困窮世帯等の子どもに対し大学等受験料や模擬試験受験料へ支援金の支給を行っています。また、一部の市においても生活困窮世帯等の子どもを対象に、受験料等の支援を行っています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	Ⅲ-③ Ⅰ-4-①
134	母子家庭への支援を充実させてほしい。	「第4章Ⅲ-④ひとり親家庭等への自立支援の推進」にひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するための施策を記載しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。	Ⅲ-④

計画の推進体制及び進行管理について

整理 番号	意見概要	県の考え方
135	原案212ページ 1 推進体制 「こども・若者及び有識者等による推進会議」「千葉県子ども・子育て会議」について、「内容（会議資料、議事録、決定事項等）を県ホームページにおいて毎年度公開する」などと記載し、市民への公開を明記してはどうか。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
136	原案213ページ 3 進行管理 本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望む。	「第6章推進体制及び進行管理」にこども・若者及び有識者による推進会議等において、毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検評価の上、公表するとともに、評価に基づき必要に応じて改善を図り、施策の効果的な推進に努めることを記載しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。
137	原案213ページ 4 市町村、関係機関等との連携 多くの事業における連携相手として「民間団体」が挙げられているが、関連して自治体の責務として、「連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはどうか。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

施策推進の目標について

整理 番号	意見概要	県の考え方
138	原案218ページ 5 支援につなぐ体制整備 No. 42スクールソーシャルワーカー が関係機関等（児童家庭 福祉、保健・医療など）と 連携した件数について 現在の制度では児童相談所との連携件数の増加は、こどもの人権侵害被害につながることに注意が必要。子どもの権利条約に反する結果が生じ、子どもから千葉県政や教育機関に対する信用が失墜し、不登校が発生するなど、こどもの不利益につながっている。	御意見として承ります。
139	原案220ページ 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 No. 58 ファミリーホームの設置数について 増やすべきではない。 社会的養護の施設の数を増やすのではなく、社会的養護が不要であるにも関わらず必要とされてしまっているこどもの数や、社会的養護を必要とするこどもの数を減らすことが重要。 現状はこどもが家庭での養育を希望しているにも関わらず、家庭で不適切な養育が行われる可能性があるなどして、虐待事実が確認されないまま施設措置され、親子の面会通信も制限され、親子関係が完全に遮断されるなど、条約で保障されるこどもの権利を侵害した深刻な被害の報告が多々あることに留意する必要がある。	御意見として承ります。 家庭養育優先原則に基づき、家庭復帰に向けた取り組みを進めるとともに、家庭で適切な養育を受けられないこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、引き続き里親等委託の推進などに取り組んでまいります。
140	原案220ページ No. 61及び62 児童養護施設の子どもの進学率について 児童養護施設でのこどもの多くは、児童相談所の介入により親子の面会通信を実質的に制限されており、進学に関して保護者の助言を受けることができない。 児童相談所が介入によって親子へ面会通信制限を実質的に強制している問題について千葉県政には改善が必要。	御意見として承ります。

言葉の定義及び用語について

整理 番号	意見概要	県の考え方
141	「取組」は「取り組み」のほうが、こどもは見慣れていると思う。	御意見は、今後の施策及びこども向け版作成の参考とさせていただきます。

原案全体について

整理 番号	意見概要	県の考え方
142	具体的に何をしているのか、親や地域に求められることは何なのか、知識は持ち合わせているのかが知りたい。健常者、障害者、国籍を問わずみんな平等に考えられているのかも疑問だ。 未来を想像し、本当に必要なことを盛り込んだプランを実現してほしい。	こどもの権利が侵害された場合に、調査や勧告を行う相談救済機関については、いくつかの自治体において設置されているものと承知しています。 また、子供の権利に関する条例の制定は、子供の権利擁護を推進するための施策の1つと認識しています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
143	全体施策は網羅的であり、国の「こども基本法」や「こども大綱」をそのままコピーし、一部言い換えた内容で、先進性や新鮮さに欠け、千葉県ならではの施策内容や実現への意欲を感じない。「子ども・子育て施策」の大転換期である今こそ、必ず実効あるものにする「千葉県こども・若者みらいプラン」の策定を望む。	御意見として承ります。
144	過剰な「子育て支援」や「子育ての社会化」に反対する。 特に福祉面や少子化対策・結婚支援等で顕著だが、多くの施策がリサーチが恣意的であったりエビデンス無く実施されていること、社会リソース（人、金、時間）が有限であることを考慮しないかのように施策を重ねてくることにより極めて徒労感と繁忙感が強い。 「セーフティネット」としての施策には賛同するが、リソース面を考慮したメリハリある施策を進めてほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
145	「こどもまんなか」という考え方や子供の権利は大切だが、子供には「教えてもらう権利」や「叱ってもらう権利」もある。大人は子供を社会に招待する役割がある。先生たちを信頼し、官僚的な思考に陥らないようにすることが大事。先生が生徒としっかり向き合えるような環境を作してほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
146	教育の基本に戻ってほしい。教育の目的は、人格の完成を目指し、平和な社会を作ること。真理と正義を愛し、個人の価値を尊重し、勤労と責任を重んじる、自主的で健康な国民を育てること。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

整理 番号	意見概要	県の考え方
147	原案全体として 「権利」「人権」という言葉は随所で使われているが、その人権を守るために何をどうするか、という具体性には欠けている。 プラン(原案)には有用なデータが多く掲載されているので、それらを活かしながら、「こども・若者の人権」に主軸を置いた具体的な施策を求める。 自己肯定感の低さ、1980年以降最多となった自死。その背景になにがあるのか。プラン(原案)には有用なデータが多く掲載されています。それらを活かしながら、「こども・若者の人権」に主軸を置いた具体的な施策を求める。 また、各項目で、度々「相談しやすい環境や体制作り」「質の向上」といった文言が見られるが、現に、何度もちに裏切られて、最悪死に至ってしまった子どもたちがいる。あきらめてしまい、大人への不信感を募らせている子どもたちが、こうした悲劇を繰り返さないために、さらに大人になった時に行政等による相談、支援への拒否感につながらないように、「子どもの権利」を土台に置いて、「子どもの話をどのように聴けば良いのか」子どもに関わるすべての大人が具体的に学ぶ機会を保障してほしい。	こども・若者の権利に関する普及啓発のために、教職員やこどもと関わる職業の従事者等に研修を行い、「こどもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「こどもの権利」が侵害されることがないように支援力の育成などを実施しています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

こども向け版全体について

整理 番号	意見概要	県の考え方
148	こども版3ページ 「こども・若者の皆さんが、今を大切に生き、希望を持つことができき・・・」 に修正してほしい。	御意見は、今後のこども向け版作成の参考とさせていただきます。
149	こども版4ページ 「差別されない、ひとりぼっちにならない、お金の心配がない」との一文があるが、異なる内容が3つもあるので、分かりづらい。	
150	こども版5ページ「こども・若者が」の5 番目 「・不安や悩みはおとなや仲間に相談でき、必要な事を知り、乗り越えられる」 に修正してほしい。	
151	こども版5ページ「そのために」 「・子育てをしている人だけでなく、学校、地域社会のみんなが、こども・若者の声や意見をきき、最善の道を自分で決められるように支えます。こども・若者同士もお互いに支え合います。」 に修正してほしい。	
152	結婚、こどもを生み育てる以外の生き方をする人たちの望む希望をも加えると多様性に対応できると思う。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
153	漢字にふりがながついていない字がある。 ふりがなの有無に関して、何か規則はあるのか。また、漢字、ひらがなの混在がある。 文字と背景色との重なりに関し、背景色に文字を完全にのせるか、外すか、はっきりした方が見やすいかと思う。	表記の揺れについては、見直した上で修正します。 御意見は、今後の施策及びこども向け版作成の参考とさせていただきます。

その他について

整理番号	意見概要	県の考え方
154	こども版6ページ（原案100ページ） 学校にけん玉やおはじき、ビー玉などの昔の遊びを取り入れると、手の動きや感覚が発達し、運動が苦手な子や話すのが苦手な子も友達を作るきっかけになる。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
155	勉強を好きにさせる工夫。	学習意欲向上のため、「ちばっ子チャレンジ100」「ちばのやる気学習ガイド」「科学の甲子園ジュニア」等の事業を実施しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。
156	留学制度や国際交流プログラムを拡充し、千葉市でも質の高い教育が受けられるようにしてほしい。	御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
157	公立のみで世界と戦える学力の向上。	将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、科学技術、理科・数学教育に関する研究開発等を行う高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール」に指定し、理科・数学等に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施しています。 御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。
158	都会と田舎の塾や習い事の格差をなくす。	地域クラブ活動への移行については、地域によって状況が異なることから、県としては、各市町村の実情に応じた取り組みが進むよう、寄り添った支援を行ってまいります。 個別最適な学びを推進するため、専科非常勤講師や塾講師等を活用した事業を進めてまいります。
159	5月の運動会がいつも暑いので、子供の席にテントがほしい。	御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
160	働くお母さんが育児と仕事を両立するのは大変なので、子どもが小学校の時に通信教育で資格を取るための費用を自治体が支援すると、親子の負担が減る。	県では、就職を希望する離職者に対し、訓練実施機関に委託して、無料で公共職業訓練を実施しています。 そのうち、eラーニングコースとして、育児や介護中の方など、通所の訓練が困難な方に、必要な知識や技能等を付与する訓練を実施しています。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
161	小規模保育園からの持ち上がりが優遇され、一般の3歳児枠が少ないため、市外から転入する3歳児が保育園に入りにくい状況を改善してほしい。	御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

整理 番号	意見概要	県の考え方
162	千葉市でも第二子の保育料を無償化し、他の都市との格差をなくしてほしい。	保育料の負担軽減については、独自に実施している自治体もございますが、質の高い保育は、必要とする子どもに対し平等に保障されるべきであり、自治体の財政力により受けられるサービスに格差が生じることは好ましくなく、国が主体となって全国的に取り組むことが望ましいと考えております。 県では、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう全国知事会等を通じて国に要望しているところであり、今後も機会を捉えて国へ働きかけてまいります。 御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
163	引っ越し時に一時保育の受け入れが難しいため、受け入れ枠を増やし、市外転入者向けの支援制度を作してほしい。	御意見は市町村と情報を共有するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
164	意見提出方法としてスマートフォンで簡単に意見を送れるように、フォーム入力方式を導入してほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。